

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント重要事項説明書

敦賀市地域包括支援センター「あいあい」

当事業所があなたに提供するサービスについて下記のとおり説明します。

記

1 事業の目的及び運営の方針

当事業所は、要支援者又は介護予防・日常生活支援総合事業対象者やその家族の相談に応じ、心身の状況、その置かれている環境、要支援者又は介護予防・日常生活支援総合事業対象者本人及びその家族の希望など、意向を把握した介護予防サービス・支援計画を作成し、サービス提供機関との連絡調整を行い、利用者本位の適切なサービス利用につなげていきます。また、地域の保健、医療、福祉サービス機関や関係市町村との連携、協力関係を強化し、利用者によりよいサービスを提供できるよう取り組みます。

2 事業所名称及び所在地

事業所名称	敦賀市地域包括支援センター「あいあい」
所在地	〒914-0047 福井県敦賀市東洋町4番1号 (敦賀市福祉総合センター「あいあいプラザ」内) 電話 0770-22-7272 FAX 0770-22-3785

3 職員の職種、人数及び職務内容

職種	指定介護予防支援事業所	地域包括支援センター	職務内容
管理者	1名	1名	事業及び職員の管理を行います。
担当職員	2名以上	2名以上	介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントの提供を行います。

4 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日
営業時間	8:30～17:30

※土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）を除く

5 介護予防支援又は介護予防ケアマネジメントの提供方法と内容

- (1) 利用者の相談を受ける場所は当事業所、又は利用者宅等とします。
- (2) 利用者との面接については、少なくともサービスの提供開始月、サービスの評価期間終了月及びサービスの提供開始月の翌月から起算して3ヵ月に1回並びに利用者の状況に著しい変化があった場合は利用者宅を訪問し、面接するものとします。

- (3) 指定介護予防支援の内容は「敦賀市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等条例」第31条、第32条、第33条の規定により行います。
- (4) 介護予防ケアマネジメントの内容は「介護予防ケアマネジメントマニュアル敦賀市」に基づき行います。
- (5) 要介護・要支援認定の申請や介護予防・日常生活支援総合事業対象の確認等に係る援助を行います。

6 利用料

このサービスの利用料は、介護保険制度から全額給付されますので、個人負担はありません。

7 緊急時の対応

当事業所の従事者は、利用者宅を訪問した際、利用者の方に不測の事態が発生したときは、利用者の家族等に速やかに連絡するとともに、必要な措置を講じます。

8 秘密の保持

当事業所の従事者は、業務上知り得た個人の秘密を在職中はもちろんのこと、退職後も一切漏らしません。

9 苦情の申立

当事業所が行う介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの内容または介護予防サービス・支援計画に基づき提供されたサービス等に対し、疑問や苦情があるときは、当事業所及び苦情処理機関において受け付けます。なお、連絡先、苦情処理のための体制・手順は下記及び別紙のとおりです。

<苦情相談窓口>

機関名	受付時間	電話
敦賀市地域包括支援センター「あいあい」(担当者:北井智也)	8:30～17:30	0770-22-7272
敦賀市役所長寿健康課	8:30～17:15	0770-22-8180
福井県国民健康保険団体連合会	8:30～17:15	0776-57-1614
福井県社会福祉協議会 運営適正化委員会	9:00～17:00	0776-24-2347

※土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）を除く

- 10 (委託ありの場合) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント契約書第9条の規定に基づき、敦賀市地域包括支援センター「あいあい」は、介護予防支援又は介護予防ケアマネジメント業務の一部を以下の指定居宅介護支援事業所に委託いたします。

名称	
所在地	
電話	

苦情相等相談窓口に苦情等処理の体制を図

1. 利用者からの相談又は苦情等に対応する窓口(連絡先)

- 指定介護予防支援センター「あいあい」の管理者及び担当職員

相談責任者：管理着北井智也

ファックス : 0770-22-3785

○敦賀市福祉保健部長寿健康課

電話 : 0770-22-8180

○福井県国民健康保険団体連合会

電話 : 0776-57-1614

○福井県社会福祉協議会運営適正化委員会

電話 : 0776-24-2347

2. 当事業所が苦情等の処理を行うための体制・手順

